唱

リカ合衆国が連合国側に立って参 を経過した一九一七年四月、アメ

第一次大戦開戦から二年八カ月

地上戦を繰り広げた。

ミニカに海兵隊を送り、一六年に 称して、ニカラグアやハイチ、ド 地の人々に民主政を授けるのだと 紛争に関わっていた。ひとつは中 はメキシコの反米勢力と大規模な 米・カリブ海であった。米西戦争 この間、二つの地域で探刻な国際 を保ってきたアメリカだが、実は 介入を強めていたアメリカは、現 (一八九八年)以来、この地域に

> 制)=Harold Evans The American Century」 祝賓会に向かうウィルソン大統領(シルグハットを手にした中央の男 英国王のジョージ5世にエスコートされ、バッキンガム宮殿での戦勝

> > 的な権力政治と人類普遍の理想が

このように、むき出しの地政学

イデオロギー戦争の時代に突入し

ていったのである。

混在する戦争の様態は、今日に至

=次回は9月19日掲載予定です。

もとより敵国の悪を殲滅するまで

ただし、理想を旗印にした戦争は

終われないという怖さもある。ア

メリカ参戦後の世界は、容赦なき

解の枠組みを与えるものだった。

争いの次元を超えてグローバルに

展開する戦争に、より普遍的な理

ララモ

の影響する地理的な範囲を拡大し 第一にアメリカの参戦は、戦争 「ヨーロッパの戦争」に中立

的な意義を変容させる大きなイン 戦した。このことは二〇〇万人の ただけでなく、この戦争の世界史 入援軍を英仏の西部戦線に供給し 論といずれ衝突せざるを得なかっ 保全プランは日本の「特殊権益」 化を基本方針としたが、この領土 ン政権は、中華民国の自立と民主

ハクトを持った。

ア(中国)だった。時のウィルソ もうひとつの係争地域は東アジ とするアメリカの参戦は、この大 平洋地域にまたがる覇権を築こう きわめた。西半球からアジア・太 ぐる日米の外交上の角逐は熾烈を 力はこれに強く反発し、中国をめ カ条要求問題にあっては、アメリ た。事実、一九一五年の対華二一

けた。ウィルソン大統領は欧州列 にある種、規範的な性格を植えつ 戦に接合し、戦争を字義通りグロ 国の営みど各地の紛争を欧州の大 強の同盟網や力の均衡に基づく旧 第二にアメリカの参戦は、大戦 バルなものにした。

るまでアメリカが関わった多くの 反米ナショナリズムの豊穣な培地 支援した。その結果、この地域が け、あるいは、親米の独裁政権を ろ、「民主的な国際秩序」に宿る 国際紛争に見られるもので、 ったかもしれない。すなわち、第 この矛盾こそが現代史の動力源だ ーカラグアを軍政下に置きつづ 次大戦後もアメリカはハイチや

共同研究班が読み解く

世

中野 アメリカ現代史 耕太郎



なかの・こうたろう 1967年 京都市生まれ。大阪大大学院文学研究都市生まれ。大阪大大学院文学研究和准教授。著書に「20世紀アメリカ

11

## 民主的な国際秩序」に宿る矛盾

た。言うなれば、ここに語られた

「理想」は、欧州列強同士の勢力

設や民族自決主義の唱導は、そう

した戦争目的の具体的表現であっ

をつくろうとした。国際連盟の創

調を軸とする「民主的な国際秩序 来の平和論を批判し、多国間の協

かった。 界に平和をもたらしたわけではな たことは、必ずしも、その後の世 がアメリカ流の理想主義を内包し さら言うまでもない。第一次大戦 も自壊の道をたどっていく。満州 ショナリズムが台頭するや、脆く自決(国権回復)を求める中国ナ 秩序は一九二〇年代中葉に、民族 台意(九カ国条約)に基づくワシ る。また、東アジアでは、多国間 となったことは周知のところであ 世界大戦が胎動していたことは今 ントン体制が発足したが、この新 一変にいたるこの過程の先に次の

1914 1915 第一次大戦勃発 日本、中国に21カ条の要求 米海兵隊ハイチ占領 1916 パンチョ・ヴィジャ (メキシ コ) 討伐戦開始

米海兵隊ドミニカ共和国上陸 アメリカ参戦 1917 選抜徴兵法成立

ウィルソン「平和に関する14 1918 力条」発表 第一次大戦終結

1922 九カ国条約締結 1925 上海で五・三〇事件(中国ナ ショナリズム高まる)



## 徴兵制の是非

戦時下のアメリカは他の交戦国と同様、総 力戦体制を敷いた。だがそれは戦争の大義に 反する非民主的な動員にも見えた。特に1917 年5月の選抜徴兵法には批判があり、奴隷制 を禁じた憲法修正第13条の言う「意に反した 苦役」にあたるとする訴えも起こされた。

他方、米政府によれば、徴兵は強制ではな く、自発的な奉仕や義務の感覚を組織するの だという。最高裁も市民が軍務に従う相互的 義務は憲法の認めるところだと判決した。

修正13条と同様の身体的自由権の規定は日 本国憲法第18条にもある。今のところ日本で 徴兵制を否定する論拠のひとつとなっている が、かつてアメリカでは、市民の「奉仕」は 苦役ではないというロジックで、約280万人が 徴兵された事実は記憶してよい。